

広報 ちはやあかさか

▷人の動き▷

世帯数および人口

(昭和51年2月29日現在)

世帯数	1,214戸
人口	5,232人
男	2,516人
女	2,716人

第44号 回 発行 千早赤阪村役場 電 (07217) 2-0081 (代) 回 編集 観光課 回印刷 東野印刷所



文化財シリーズ ⑦

⑤ 上中津神社

中津原字垣内に鎮座

本社は永享四年(一四三二年)八月の創建で、天太玉命・素戔男命・蛭子命の三神をお祀りする。

現在の社殿は、寛文十三年(一六七三年)三月に改築されたもので唯一神明造の一つである。

明治四十年府令により、千早神社に合祀されたが、明治四十二年復社鎮座された。

十月十六日、秋祭宵宮には、神事相撲・ホテイ相撲(広報紙第三〇号「年中行事シリーズ②」参照)が幼児によって奉納される。

⑥ 下中津神社遙拝所

中津原日出目浄照寺境内

祭神は天太玉命であるが、明治四十年十月七日、千早神社に合祀され現在遙拝所

上・下中津神社とも、秋祭には獅子舞が奉納されて有名であった。しかし二十数年来中止されているが、その復活が切に望まれている。

〔今月号の内容〕

◆文化財シリーズ⑦	1頁	◆米生産調整実施に関する説明会	4頁
◆今月のキャンペーン		◆年中行事シリーズ⑩	4頁
◆(地方)改正案の概要	2頁	◆「戎さん」	5頁
◆その1		◆保険所だより(3ヶ月)	6頁
◆(固定資産税台帳の統一)	2頁	◆児健診のお知らせ	6頁
◆昭和51年度飼犬登録並		◆電話局からのお願い	6頁
◆予防注射のお知らせ	3頁	◆水道料金改正について	6頁
◆4月から国民年金の保		◆陸・海・空自衛官募集	6頁
◆険料が月一四〇〇円に	4頁	◆春の運転車講習会	6頁
◆なります		◆開催について	6頁
◆身元不明者の身元を捜		◆祝 金剛山ロープウ	
◆す相談所の開設につい	4頁	◆エイ開通10周年	6頁
		◆(主な行事)	

今月のキャンペーン

その一

地方税法改正案の概要

現在、国会において、私たちに密接な関係のある昭和五十一年度の地方税法の改正案が審議されています。

改正案の内容は、審議中であり確定されたものではありませんが政府から提出された法律案の中で特に注目すべき事項について紹介します。

本年度の改正案は、ひっばくした地方財政の状況をふまえて例年になく厳しいものであり、村民税府民税の均等割の税率、軽自動車税の税率の引き上げ、固定資産税の課税の適正化のための措置によって税源の充実強化をはかる一方、村民税の給与所得の控除額の引き上げ、医療費控除限度額の拡大などによって税負担の軽減合理化に努めることをその骨子とされています。

おもな改正点は次のとおりです。

1 村民税 (個人)

(1) 均等割の税率を引き上げる。

(カッコ内は現行)

村民税 七百元 (二百元)

府民税 三百元 (百元)

(2) 障害者、未成年者、老年者及び寡婦の非課税となる所得の限度額を七十万円 (現行六十万円) に引き上げる。

(3) 白色申告者の専従者控除限度額を四十万円 (現行三十万円) に引き上げる。

(4) 老年者控除の適用される所得額の範囲を千万円 (現行五百万円) に引き上げる。

(5) 医療費控除の最高限度額を二百万円 (現行百万円) に引き上げるとともに、所得額に匹敵する医療費控除、適用外限度額を五万円 (現行十万円) に引き下げる。

(6) 給与所得控除額を引き上げる。

2 村民税 (法人)

均等割の税率を引き上げる。

(カッコ内は現行)

① 資本金等が千万円以下の法人等七千二百円 (二千四百円)

② 資本金等が一億円をこえ、かつ従業員が百人を超える法人二万四千円 (四千円)

③ その他の法人 一万二千円 (四千円)

3 固定資産税

(1) 昭和五十一年度は評価替えの基準年度に当るため、宅地、山林等の農地以外の土地に対する固定資産税は、その評価替えに伴う税負担の激変調整を図る。

昭和五十一年度の課税標準額と評価替えによる新評価額との差額を、その上昇割合に応じて、昭和五十三年度までの三年度間に分割、緩衝調整措置を講じる。

(2) 農地に対する固定資産税は、昭和三十八年度の税額が据え置かれており、その間に田、畑の価格、農業所得、生産者米価等が二倍ないし三倍の上昇を示していること等を考慮して、前記(1)の宅地等と同様 (負担調整率は前年度の一二倍まで) の調整措置を講じる。

(3) 昭和五十一年一月二日以降に新築された地上階数五階以上の中高層耐火建築物住宅に対する軽減措置 (固定資産税の二分の一を軽減) の適用期間を七年 (現行十年) とする。

4 軽自動車税

道路損傷負担金としての性格を有する軽自動車税は、軽自動車自体販売価格が上昇していること、道路維持管理経費も増大していること等の事情を考慮して税率をだいたい三〇%程度引き上げる。(カッコ内は現行)

① 原動機付自転車

五〇cc以下

六百五十円 (五百円)

五〇cc超九〇cc以下

千円 (八百円)

九〇cc超 千三百円 (千円)

② 軽自動車

二輪 二千円 (千五百円)

三輪 二千六百円 (二千円)

四輪乗用

自家用五千九百円 (四千五百円)

営業用五千二百円 (四千五百円)

四輪貨物

自家用三千三百円 (二千五百円)

営業用二千九百円 (二千五百円)

特殊自動車

農耕用 千三百円 (千円)

その他の用 千九百円 (三千円)

③ 自動車

二輪 (自動二輪)



三千三百円 (二千五百円)
以上の改正のほか府税の関係では次のものの等の改正が予定されています。

1 事業税

(1) 個人事業主控除を二百万円 (現行百八十万円) に引き上げる。
(2) 個人の白色申告者の専従者控除限度額を四十万円 (現行三十万円) に引き上げる。

2 不動産取得税

昭和五十一年一月一日以降に新築した住宅の課税標準の算定上の控除額を一戸当り、三百五十万円 (現行二百三十万円) に引き上げる。

3 自動車税

自家用乗用車のみ掲載
(カッコ内は現行)

今月のキャンペーン

その二

固定資産課税台帳の縦覧は

4月10日～30日までの間に!

す。

◆ 固定資産税の課税の基礎となる評価額などが登録されている固定資産課税台帳の縦覧期間は、毎年三月一日から三月二十日までの間ですが、本年は四月十日から四月三十日までの間に変更されます。

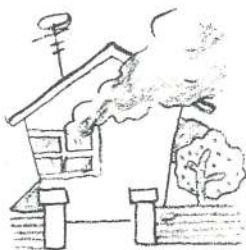
◆ これは、固定資産の評価替え等に伴う固定資産税の負担の調整等を盛りこんだ地方税法の改正が行われる予定ですので、この改正に基づく税額をお知らせするため



排気量千cc以下二万三千五百円 (一万八千円)
千cc超千五百cc以下
二万七千五百円 (二万二千円)
千五百cc超二千cc以下
三万二千五百円 (二万四千円) など、以上の改正案が国会の審議課程で変更された場合はその旨ご了承ください。
くわしくは、税務課へおたづねください。

◆ 縦覧の場所は千早赤阪村役場税務課で行ないます。時間は午前八時三十分から午後五時までです。(但し、日曜、祝日は除く、土曜日は正午十二時まで)
なお、詳しいことは、役場税務課、固定資産税係にお問い合せください。

火災の多発期
火の始末
ばきうち
りと



- 異動の届出は
十四日以内に
入る場合
- ①転入のとき
 - ②社会保険をやめたとき
 - ③子どもが生まれたとき
 - ④生活保護が廃止されたとき

世帯主の方は、世帯内で次のような異動等あった場合は必ず十四日以内に役場国保係に届出をしてください。

異動の届出は
十四日以内に

十四日以内に

- やめる場合
- ①転出のとき
 - ②社会保険に加入したとき
 - ③死亡したとき
 - ④生活保護が開始されたとき
- すべての届出には、印鑑と被保険者証及び保険料納入通知書をご持参ください。

保険課より



たばこ消費税として
村の収入になります

飼犬登録並びに第1回(春期) 狂犬病予防注射のお知らせ

昭和51年度飼犬登録並びに第一回(春期)狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますから、もよりの注射場で必ずお受けください。

なお、犬の首輪に登録鑑札と注射済票をつけてつないで飼ってください。

登録手数料 300円 注射手数料 640円
注射済票交付手数料 60円 計 1,000円



実施日	実施時間	実施場所
4月12日	午前 9時30分～9時50分	小吹集会所前
	10時00分～10時20分	中津原集会所前
	10時30分～10時50分	多聞橋前
	11時00分～正 后	東阪農協前
	午後 1時10分～1時30分	吉年集会所前
	1時40分～2時00分	上東阪集会所前
	2時10分～3時00分	奥千早農協前
	3時30分～4時00分	小吹台(ダイケンホーム事務所前)
4月13日	午前 9時30分～9時50分	桐山金泉寺下
	10時00分～10時20分	赤阪農協前
	10時30分～10時50分	川野辺集会所前
	11時00分～11時20分	建水分神社下
	11時30分～正 午	二河原辺集会所前
	午後 1時00分～1時20分	森屋青年会場前
	1時30分～2時20分	西楽寺前
	2時30分～3時00分	役場前

犬はつないで飼いましょう!!

不用犬は保健所までご連絡ください。

不用犬の引取りは毎週火・木曜日(祭日を除く)午前8時まで、富田林保健所及び河内長野支所で実施いたしますから印鑑持参の上、犬をつれてお越しください。

なお、この日は犬に関する各種の相談に応じます。



他人が迷惑しますからゴミを河川や空地に

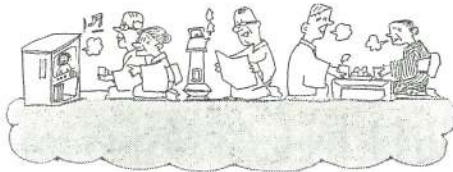
捨てないようにしましょう

四月から国民年金の保険料が 月一四〇〇円になります

国民年金は、加入者が歳をとったり、病気やケガのため障害者になったり、生活の中心者が死亡して収入の道が閉ざされるような状態になった場合に年金を支給して生活の安定を図る制度です。

この国民年金は、これまで、たびたび改善がなされ、特に昭和四十八年には各年金とも、それまでの年金額の二・五倍以上の大幅な引上げが行なわれ、物価上昇分に見合う増額も二度行なわれました。

ところで、加入者に支給される年金は、加入者が納める保険料と国の負担分によってまかなわれています。年金額を引上げた場合、国の負担分の増額とあわせて保険料の引上げがどうしても必要となります。



しかし、いくら大幅に年金額を引上げたからといって保険料が加入者の負担できないような引上げでは全くお話しになりません。

そこで昭和四十八年の際には保険料の相当な引上げを必要としながら

も、加入者に急激な負担をかけるようなことと配慮から小さく、段階的に引上げることとされ、今年の3月までは、月1100円にそして4月から月1400円とされたものです。

国民年金は今後もみなさんの生活の安定を図る制度として、より改善されていくことが約束されています。

保険料も月1400円となりますと、納め忘れたりして何カ月もたまっては金額がかさんでつい納めにくくなってしまいます。

せっかく改善された年金も未納のため、受けられないようでは大変ですので、これまで通りきめられた期日までにキチンと納めてご自分の権利をしっかり確保していただくようお願いいたします。

身元不明者の身元を捜す 相談所の開設について

昭和三十六年から毎年、春秋の彼岸の間、四天王寺境内において「身元不明者の身元を捜す相談所」を開設して警察で取扱った身元不明者の身元発見に努めてまいり現在までに四十二体の身元を確認することができました。

本年も春の彼岸に相談所を次により開設しますので家出人や行く先不明者を捜しておられる方は、ご利用ください。

◆設置の期間
三月十七日(水)から三月二十三日(火)までの七日間、毎日午前九時から午後六時まで
◆相談所設置の場所及び名称
大阪市天王寺区元町十七番地 四天王寺境内亀の池前
身元を捜す相談所
なお前記期間以外は大坂府警察本部鑑識課(大阪市東区大手前二丁目：地下鉄谷町四丁目下車)で毎日午前九時から午後五時までの間(日曜祝日を除く土曜日は午前中)いつでも相談に応じます。

米生産調整実施に 関する説明会

さる一月十三日発行の広報で米生産調整の経過と今後の見通おしとして農林省の試案を記載しましたが、その後、大阪府の説明会で一部変更になりました。

今年からは前年より多少内容が変わりますので、次の通り説明会を開催致します。今年も米生産調整の計画をされたい方、当日ぜひご出席ください。

説明会に出席せず申請書を提出されまると、記入もれ、誤記が多くなり幾度も実行組合長の方にご迷惑をかけなければなりませんので、当日申請書をお渡し致しますのでご出席願います。

開催予定年月日
開日 四月五日 午後七時より
開場 千早地区 千早小学校体育館
開日 四月六日 午後七時より
開場 赤阪地区 千早赤阪村役場別館 時間厳守

年中行事シリーズ

戎さん

― 出合 藤野森戎 ―

〔七福神〕

高度成長時代が過ぎて、不況とインフレの嵐が吹きつづのり、きびしい節約が叫ばれている今日この頃です。

江戸時代の末期にも老中水野忠邦により手きびしい儉約政治が行なわれました。

何時の時代でも政治や社会を諷刺した落書があります。その当時次のような面白いものがありました。



七福神へ申渡寛
天保十二年丑年

弁天は、能興総持智慧集大弁財天のことで、インドで河川の神として崇拝され、ヒンズー教ではブラーフマンの配偶神・仏教では閻魔王の姉などとしています。



日本には奈良時代に伝来しコケティッシュで琵琶を演じている姿が多く、これが前述の「三味線と違い……」の諷刺文となったわけである。室町時代から七福神のうちの紅一点であり、一切衆生のために

愛福をさずけ無上菩提に入らしめるといふ、まことにありがたい神様として俗間に信仰された。

七福神は、足利時代の画家が、日本・中国・インドの伝説によって思いつきに描いたものにはじまるといわれ、徳川時代に入り、福の神として信仰の対象となり全国に広まった。

七福神が船に乗りあわせている絵を宝船と称して 正月二日の夜に枕の下に入れて寝ると、縁起のよい初夢をみるといわれました。

弁財天の外に寿老人(中国)・大國天(インド)・福祿寿(中国)・恵美須(日本)・毘沙門(インド)・布袋(中国)があり、七人のうち日本一、中国三、インド三のため「宝船日本からも一人乗り」という川柳があります。

前述の落書は弁天にはじまり、あとの六人にも及び面白いが、紙面が限られていますので省略いたします。

声につれて福笹や吉兆が飛ぶように売れる。

毎年一月十日と、その前後三日各地で行なわれる十日戎まつりの光景である。

百円のお賽銭が一万円札になってかえってくることを願う者もあれば、商売繁昌を祈る人もある。



黒天と並び称し、福の神として広く信仰されるようになったといわれます。

〈出 合 我〉

ふくぶくしく肥え笑顔で狩衣指貫を着て風折烏帽子を冠り、右手に釣竿を持ち、左手に鯛を抱えた我(恵美須)さんは福徳の神として各地にお祀りされています。

本村においても役場庁舎北側に合我がおります。正式な社名は、藤野森神社と称し、元弘元年八月に楠木正成が秘蔵の御神体をお祀りして創建されたものと伝えられます。

当時は社殿、附属建物、瑞籬等が新築造営されて壮厳であったが、正平十四年(一二五九年)楠木正儀と足利義詮

我さんこと恵美寿さんは伊弉諾伊弉冉二尊の間に生れた御子で蛭子といい、三才になっても足が立たなかつたので船に乗せて放棄されたが、摂津国西宮蛭子浦に漂着し、この地に留まって蛭子神となったといわれます。

また、一説には大國主命の子事代主命とも伝えられています。

しかし学説によれば、語源も明らかでなく、正体も所伝も多岐に及んでいる。

エビスという語が示すように、夷(異)郷より邪惡なものへの侵入を防いで、地区の平和を守るため境界に手向の神を祀った古代より始まり、中世における夷三郎信仰の推移を経て、西宮夷神社の下級社人や、クグツ師による恵美須舞ついで近世に至り七福神、特に大



皇山国清の下赤坂城攻防戦に際し当社は兵火にかかり烏有に帰しま

した。

楠氏没落後は、旧態に管轄されることができず、後、地元有志が寄附金を募り、仮社を建て以前の御神体を奉安して今日に至りました。



がお礼まいりするならわしとなっていた。

両日とも近郷・近在の参詣者が多く、福笹は氏子の手作り(写真)のため五百円・千円と安く、また福引も一回百円ですが景品は寄贈品をあてるため空蔵なしの良品物ばかりで、毎年、好評売切れてしまう繁昌ぶりであり、氏子一同はくほくの恵美須顔です。

金剛山恵美須講 記念碑

金剛山頂葛城家御廟所(墓)地附近に恵美須講記念碑が建てられています。萬木神社の御祭神一言主大神は事代主命であり、即ち恵美須さんと同一神であるため、明治末年に大阪の商人によって恵美須講がつくられ、昭和五年ごろ、現在地に記念碑が建てられたものであります。

碑の高さ約一米、礎石と共に二米あまりですが、今は講も有名無

当社のお札(写真参照)の恵美須さんは、釣竿や鯛の代りに算盤と大福帳のようなものをお持ちで古来より商売繁昌・家内安全等、福徳を授け給う神様で大祭日には遠近の参詣者織るが如く、数百の香具師等が出て雑沓を極めたという事です。

現在、水分出合地区の氏子六十三人がお祀りし大祭は一月九・十の両日であり、九日の宵戎には南北水分の代表者が提灯をかがけておまいりし、その代り八月二十五日の南水分にある牛滝さんに氏子



交通事故をなくしましょう

安全な運転の励行を！
正しい横断歩行！

実なものとなり、記念碑のみが、老杉の下にその歴史を知る人もなく、ひっそりとたたずんでいるのみです。

◆保健所だより◆

3ヶ月児健診のお知らせ

赤ちゃんはお元気に発育のこと、お伺いします。

乳児の初期は育児の面、病気の予防と早期発見の面でとても大切な時期です。当保健所では3ヶ月の赤ちゃんに、次のような3ヶ月健康診査を行なっていますので、ぜひ受けてください。

- 発育と栄養状態の変化
- 脳性マヒ股関節脱臼の発見
- 育児の正しい知識の取得
- 先天性代謝異常の早期発見
- 家族計画

あなたの赤ちゃんの健診日は
第1月曜日 1日～15日までの
出生
第3月曜日 16日～月末までの
出生
受付はいずれも十二時三十分

10ヶ月児健診のお知らせ

もうすぐ乳児期から幼児期へと発育していくお子さまをおもちのお母さまへ、保健所では、育児の問題を中心に10ヶ月児健診を行なっています。

- 精神発達の評価
- 育児の正しい知識
- 幼児期のしつけ
- 発育と栄養状態の健診

あなたのお子さまの健診日
第2月曜日 1日～15日までの
出生
第4月曜日 16日～月末までの
出生
受付は午後一時～一時三十分まで

※3ヶ月10ヶ月ともに母子手帳、ミルク、おむつ、筆記用具を必ず持参してください。

3才児健康診査に

ついでのお知らせ

あなたの身体的発育状況や健康状態また精神的発達等について、それぞれの専門の先生により診査すると、ともにご相談に応じますから、つぎの日時にはぜひ受診にお越しください。

第1金曜日 1日～15日までの
出生
第3金曜日 16日～月末までの
出生
受付は午後一時～二時まで
母子手帳は必ず持参してください

おわびとお願い：従来前記の健康診査には個人通知をしておりましたが、都合により個人通知ができなくなりました。大変申し訳なく思っておりますが、今までどおり全員の方が受診していただきましようお願い致します。

大阪府富田林保健所

電話〇七二二二一三二六八一

電話局からのお願い

「ベルが鳴ったらスグでましよう」電話のベルは、目に見えないお客様の訪問です。相手は急用でかけてきているかも知れません。呼出音十回（三十秒）程度待たしても、五分ぐらい待った気持ちに

なるものです。ベルが鳴ったら、すぐにてあげてください。

かけて損 なかった迷惑

まちがいの電話

春の運転者講習会

開催について

昭和五十一年春の全国交通安全運動が四月六日より四月十五日まで実施されます。

それにともない、左記により運転者講習会を開催致しますので、ご参加ください。

記

- ◎日時 三月二十二日
- ◎受付 午後六時三十分より
- ◎場所 村中学校体育館

(富田林警察署
千早赤阪村)

陸.海.空 自衛官募集

51年3月卒業予定高在校生受付中

★ 18才～24才までの男女

連絡先 千早赤阪村役場総務課 電話 2-0081

自衛隊河内長野募集事務所 電話07215-4-5454

祝 金剛山ロープウェイ 開通十周年

- ▶ 4月17日(土) 野鳥放鳥会
- 18日(日) 記念植樹祭
- 25日(日) 金剛山オリエンタリング大会・楠公遺品館無料開放
- 29日(祝) 感謝デー
- ▶ 期間中記念乗車券発売
〔昭和51年4月17日～4月30日〕
- ▶ 期間中毎日先着100名様に記念品進呈

水道料金改正について

各家庭にチラシで配布致しました通り、3月1日より水道料金が改正されました。

なお、料金徴収月は5月分より徴収致します。

改正水道料金表

種別	料金		使用水量	超過料金 1㎡当り
	基本水量	基本料金		
家事用	8㎡ 但し4㎡まで	650円	9～20㎡	85円
			9～30㎡	90円
		320円	9～40㎡	95円
			41㎡以上	100円
営業用	10㎡	850円	1㎡に付	100円
工業用	50㎡	4,300円	"	100円
官公庁用	20㎡	1,700円	21～30㎡	90円
			21～40㎡	95円
			41㎡以上	100円
プール用	100㎡	6,000円	1㎡に付	90円
臨時工事用	1㎡	150円	"	150円